消表対第1415号 令和4年11月18日

一般社団法人免研アソシエイツ協会 代表理事 山本 英夫 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が供給する「免研糖鎖機能性食品G」と称する食品及び「糖鎖エキスプレミアムLD」と称する食品の各商品(以下これらを併せて「本件2商品」という。)の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴法人は、貴法人が一般消費者に販売する本件2商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴法人は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり

- (7) 別表 1「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「難病改善に! 糖鎖の重要性」、「注目の最先端細胞! 糖鎖のパワーこんな方へおススメ ◆現在ガンを患っておられる方 ◆長年病院での治療を受けているが、治療効果が現れない方 ◆慢性の病気で治る見込みが少ないと言われ、諦めている方 ◆難病と診断され治療中だが、徐々に悪化しておられる方 ◆西洋医学では治らないと言われ、対症療法だけではどうにもならない方」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、本件2商品に含まれる成分の作用により、がんや難治性の疾患を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- (4) 別表2「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「◆糖鎖栄養機能食品3シリーズ 細胞膜表面糖鎖生合成成分。免疫賦活効果、腫瘍、感染症の予防」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、本件2商品に含まれる成分の作用により、免疫機能を活発にする効果並びに腫瘍及び感染症を予防する効果が得

られるかのように示す表示をしていたこと。

- (f) 別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「油断大敵・・・糖鎖サプリで自己治癒力アップ コロナ終息?・・・変異株『オミクロン』の脅威がまた! 糖鎖サプリ再登場 糖鎖・細胞レベルでの免疫力を元気に!!」、「糖鎖サプリを研究・開発・発売してお陰様にて、20年となります。コロナウイルス利用400名実績では、感染が感じられないがほとんどとの評価あり、この度のオミクロンにも調査中。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、免疫力が高まり、新型コロナウイルスの感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- (エ) 別表4「配布日」欄記載の日に併せて配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「イギリスのジョンソン首相は『ワンチン接種証明の提示などの規制撤廃と『コロナとの共存』を提唱。2022.2.3.」と記載のチラシにおいては、「『糖鎖』ってご存知ですか? 人体60兆個の細胞の周りに産毛のように存在する生体分子です。元気にすることで免疫活性を高めてウイルス侵入阻止」、「コロナは欧米のトップ政治家の間では、『コロナとの共存』『個人の判断に任す方を推進しています。日本の医学専門家の考え方とは大違いですね・・・」等と、「特報■コロナ患者への糖鎖サプリ顆粒服用改善例 ①」と記載のチラシにおいては、「特報■コロナ患者への糖鎖サプリ顆粒服用改善例 ①」、「令和3年7月に知人に勧められて『糖鎖サプリ』飲み始めました。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、免疫機能が高まり、新型コロナウイルスの感染を予防する効果及び新型コロナウイルスの感染を予防する効果及び新型コロナウイルスの感染による症状を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- イ 前記アの表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際 のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴法人は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アと同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴法人は、今後、本件2商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴法人は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

- (1) 一般社団法人免研アソシエイツ協会(以下「免研アソシエイツ協会」という。)は、 大阪市中央区内本町2-3-8-811に主たる事務所を置き、食品の販売業等を営む事業者である。
- (2) 免研アソシエイツ協会は、本件2商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) 免研アソシエイツ協会は、本件2商品に係る別表1「表示媒体」欄ないし別表4「表示媒体」欄記載のチラシの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 免研アソシエイツ協会は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (7) 別表 1 「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「難病改善に! 糖鎖の重要性」、「注目の最先端細胞! 糖鎖のパワーこんな方へおススメ ◆現在ガンを患っておられる方 ◆長年病院での治療を受けているが、治療効果が現れない方 ◆慢性の病気で治る見込みが少ないと言われ、諦めている方 ◆難病と診断され治療中だが、徐々に悪化しておられる方 ◆西洋医学では治らないと言われ、対症療法だけではどうにもならない方」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、本件2商品に含まれる成分の作用により、がんや難治性の疾患を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (4) 別表2「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「◆糖鎖栄養機能食品3シリーズ 細胞膜表面糖鎖生合成成分。免疫賦活効果、腫瘍、感染症の予防」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、本件2商品に含まれる成分の作用により、免疫機能を活発にする効果並びに腫瘍及び感染症を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (f) 別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「油断大敵・・・糖鎖サプリで自己治癒力アップ コロナ終息?・・・変異株『オミクロン』の脅威がまた! 糖鎖サプリ再登場 糖鎖・細胞レベルでの免疫力を元気に!!」、「糖鎖サプリを研究・開発・発売してお陰様にて、20年となります。コロナウイルス利用400名実績では、感染が感じられないがほとんどとの評価あり、この度のオミクロンにも調査中。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、免疫力が高まり、新型コロナウイルスの感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (エ) 別表4「配布日」欄記載の日に併せて配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「イギリスのジョンソン首相は『ワンチン接種証明の提示などの規制撤廃と『コロナとの共存』を提唱。2022.2.3.」と記載のチラシにおいては、

「『糖鎖』ってご存知ですか? 人体60兆個の細胞の周りに産毛のように存在する生体分子です。元気にすることで免疫活性を高めてウイルス侵入阻止」、「コロナは欧米のトップ政治家の間では、『コロナとの共存』『個人の判断に任す方を推進しています。日本の医学専門家の考え方とは大違いですね・・・」等と、「特製■コロナ患者への糖鎖サプリ顆粒服用改善例 ①」と記載のチラシにおいては、「特報■コロナ患者への糖鎖サプリ顆粒服用改善例 ①」、「令和3年7月に知人に勧められて『糖鎖サプリ』飲み始めました。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件2商品を摂取すれば、免疫機能が高まり、新型コロナウイルスの感染を予防する効果及び新型コロナウイルスの感染による症状を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、免研アソシエイツ協会に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、免研アソシエイツ協会は
 - (7) 前記ア(7)及び(4)の表示について、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を 提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す ものであるとは認められないものであった。
 - (4) 前記ア(り)及び(1)の表示について、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、免研アソシエイツ協会が自己の供給する本件2商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条 第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする ことができる。
 - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな

る。

- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
 - (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

配布日	表示媒体	表示内容
令和3年6月	「難病改善に!!	「難病改善に!! 糖鎖の重要性」、「注目の最先
13日、同年	糖鎖の重要性」と	端細胞! 糖鎖のパワー こんな方へおススメ
7月30日、	記載のチラシ(価	◆現在ガンを患っておられる方 ◆長年病院での
同年8月3日	格表示が税別によ	治療を受けているが、治療効果が現れない方 ◆慢
及び同年9月	るもの)	性の病気で治る見込みが少ないと言われ、諦めてい
1日	(別添写し1)	る方 ◆難病と診断され治療中だが、徐々に悪化し
令和3年10	「難病改善に!!	ておられる方 ◆西洋医学では治らないと言われ、
月18日、同	糖鎖の重要性」と	対症療法だけではどうにもならない方」及び「糖鎖
月19日、同	記載のチラシ(価	の働きの一例」とするイラスト並びに「燕窩 免研
月21日、同	格表示が税込によ	は糖鎖栄養素No.1素材『燕窩』を配合していま
年11月1日	るもの)	す! 細胞のアンテナ 糖鎖の働きを正常化する
及び令和4年	(別添写し2)	免研®糖鎖機能性食品G」との記載と共に、本件2
2月1日		商品の容器包装の画像並びに「糖鎖栄養素No1.
		素材 燕窩+脳と細胞の働きを活性化する 3つ
		の成分を新配合!!」、「PS 配合のホスファチ
		ジルセリン(PS)は大豆リン脂質抽出物で、情報
		伝達に関与(特に脳細胞を活性化)する物質です。
		脳に存在するリン脂質の一種で成人の脳細胞脂質
		中の18%を占めている脳にとってのエネルギー
		源です。摂取すると脳の若返り・記憶力の向上等の
		効果が期待されています。」、「D-リボース 細
		胞内に存在する『ミトコンドリア』の働きを活性化
		する物質です。生体内のエネルギー源であるATP
		(アデノシン三燐酸) の生合成を助ける働きがあ
		り、運動時のエネルギーサイクルに作用します。」
		及び「クマザサエキス クマザサエキスは、植物の
		細胞と細胞をつないでいる成分で多糖類が多く含
		まれます。血栓をふさぐ、血圧を下げる、貧血の改
		善から整腸、抗炎症、免疫力を高める効果が確認さ
		れています。」
		(別添写し1及び別添写し2)

別表 2

配布日	表示媒体	表示内容
令和3年6月13	「お陰様で20年目!補完	「◆糖鎖栄養機能食品3シリーズ
日、同年7月30	医療の推進と天然素材の研	細胞膜表面糖鎖生合成成分。免疫賦
日及び同年9月1	究・開発」と記載のチラシ	活効果、腫瘍、感染症の予防」、本件
日	(別添写し3)	2商品の容器包装の画像と共に、「L
令和3年10月1	「補完医療(C AM)の推進	PS配合」及び「PS配合」並びに「◆
8日、同月19日、	と天然素材の研究・開発」と	糖鎖食品をベースに症状により組み
同月21日、同年	記載のチラシ(「2021.	合わせ下さい。← 」
11月4日、同月	9.28」と記載のあるもの)	(別添写し3ないし別添写し5)
12日、同年12	(別添写し4)	
月3日、同月6日、		
令和4年1月13		
日及び同月15日		
令和4年2月1	「補完医療(C AM)の推進	
日、同月8日、同月	と天然素材の研究・開発」と	
10日、同年3月	記載のチラシ(「2022.	
8日、同月10日	1.13」と記載のあるもの)	
及び同年4月5日	(別添写し5)	

別表3

配布日	表示媒体	表示内容
令和4年2月	「油断大敵・・・糖鎖サプ	「油断大敵・・・糖鎖サプリで自己治癒力
1 日	リで自己治癒力アップ」と	アップ コロナ終息?・・・変異株『オミク
	記載のチラシ(裏面に「オ	ロン』の脅威がまた! 糖鎖サプリ再登場
	ミクロンについて分かっ	糖鎖・細胞レベルでの免疫力を元気
	てきていること」と記載の	に!!」、「糖鎖サプリを研究・開発・発売
	あるもの)	してお陰様にて、20年となります。コロナ
	(別添写し6)	ウイルス利用400名実績では、感染が感
令和4年2月	「油断大敵・・・糖鎖サプ	じられないがほとんどとの評価あり、この
8日及び同月	リで自己治癒力アップ」と	度のオミクロンにも調査中。」及び「自分の
10日	記載のチラシ (裏面に「🖝	命は自分で守るが原則」との記載と共に、本
	コロナは自然現象、ウィル	件2商品の容器包装の画像
	スは地球上何十億年も生	(別添写し6及び別添写し7)
	きています。たかが20万	
	年しか生きていない人間	
	に比べれば・・」と記載の	
	あるもの)	
	(別添写し7)	

配布日	表示媒体	表示内容
令和4年3月	「イギリスのジョン	「『糖鎖』ってご存知ですか? 人体60兆個の
8日及び同月	ソン首相は『ワンチン	細胞の周りに産毛のように存在する生体分子で
10日	接種証明の提示など	す。元気にすることで免疫活性を高めてウイルス
	の規制撤廃と『コロナ	侵入阻止」、「コロナは欧米のトップ政治家の間
	との共存』を提唱。2	では、『コロナとの共存』『個人の判断に任す方
	0 2 2. 2. 3. 」と	を推進しています。日本の医学専門家の考え方と
	記載のチラシ	は大違いですね・・・」及び「自分の命は自分で
	(別添写し8)	守る。人間生れながら持っている『氣』を高め自
		己治癒力の向上も大切。」との記載と共に、本件
		2商品の容器包装の画像
		(別添写し8)
	「特報■コロナ患者	「特報■コロナ患者への糖鎖サプリ顆粒服用改
	への糖鎖サプリ顆粒	善例 ①」、「○使用者
	服用改善例 ①」と記	在住 歳」、「令和3年7月に知人に勧
	載のチラシ	められて『糖鎖サプリ』飲み始めました。」、「8
	(別添写し9)	月の30日にある集まりに参加し、そこでコロナ
		に感染しました。 9月6日夜にコロナの症状が
		急速に表れ、意識もうろう状態で過ごしたようで
		す。翌7日に知人が朝来られて、発見され関西労
		災病院に救急搬送されました。 レントゲン写真
		は、真っ白だったようで、ドクターやナースの話
		で知りました。」、「安藤病院に転移した時も、
		意識は混濁で24時間ベッドの上で、すべての
		ナースにゆだね、自立で立つこともできない状況
		で、レントゲンを見ていたドクターの言葉で、死
		を覚悟していました。」、「もともと入院は最低
		3ヶ月位と言われていましたが、1ヶ月で退院し
		たことになりました。退院時にドクターからの言
		葉で『命の保証は出来ない』と言われ、酸素吸引
		機を常設しカニューレのホースの長さ約6mの
		生活となり、『酸素吸引機は一生のお友達になり
		ますよ。』と言われ、外出時も携帯の酸素ボンベ
		を道連れの生活でした。 退院後にまた『糖鎖サープル』 カボース・ロール
		プリ』を愛用したおかげで、令和4年1月の12

	日のCT検査を行い18日に結果を聞きました
	が、肺が黒っぽくなり、85%以上の回復でした。
	ドクター曰く『安藤病院でコロナ死第一号になる
	かなあ?』と思っていたと、聞きました。僕の驚
	異的な回復をドクターも不思議がっていまし
	た。」
	(別添写し9)

消表対第1416号 令和4年11月18日

一般社団法人免研アソシエイツ協会 代表理事 山本 英夫 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が供給する「免研・糖鎖グミゼリー」及び「免研 ツバメの巣グミ」と称する食品(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴法人は、貴法人が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴法人は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和3年6月13日、同年7月30日、同年8月3日及び同年9月1日に配布した「難病改善に!!糖鎖の重要性」と記載のチラシ(価格表示が税別によるもの)において、「難病改善に!!糖鎖の重要性」、「注目の最先端細胞!糖鎖のパワー こんな方へおススメ ◆現在ガンを患っておられる方 ◆長年病院での治療を受けているが、治療効果が現れない方 ◆慢性の病気で治る見込みが少ないと言われ、諦めている方 ◆難病と診断され治療中だが、徐々に悪化しておられる方 ◆西洋医学では治らないと言われ、対症療法だけではどうにもならない方」及び「糖鎖の働きの一例」とするイラスト並びに本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、「子供の発達障害やテンカン、ストレスやイライラに!集中力アップにも良い結果が出ている 糖鎖グミゼリー」と表示するなど、別表「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を摂取すれば、本件商品に含まれる成分の作用により、発達障害を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも

著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴法人は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アと同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴法人は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる 合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴法人は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

- (1) 一般社団法人免研アソシエイツ協会(以下「免研アソシエイツ協会」という。)は、 大阪市中央区内本町2-3-8-811に主たる事務所を置き、食品の販売業等を営む事業者である。
- (2) 免研アソシエイツ協会は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) 免研アソシエイツ協会は、本件商品に係る別表「表示媒体」欄記載のチラシの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 免研アソシエイツ協会は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和3年6月13日、同年7月30日、同年8月3日及び同年9月1日に配布した「難病改善に! 糖鎖の重要性」と記載のチラシ(価格表示が税別によるもの)において、「難病改善に! 糖鎖の重要性」、「注目の最先端細胞! 糖鎖のパワー こんな方へおススメ ◆現在ガンを患っておられる方 ◆長年病院での治療を受けているが、治療効果が現れない方 ◆慢性の病気で治る見込みが少ないと言われ、諦めている方 ◆難病と診断され治療中だが、徐々に悪化しておられる方 ◆西洋医学では治らないと言われ、対症療法だけではどうにもならない方」及び「糖鎖の働きの一例」とするイラスト並びに本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、「子供の発達障害やテンカン、ストレスやイライラに! 集中力アップにも良い結果が出ている 糖鎖グミゼリー」と表示するなど、別表「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を摂取すれば、本件商品に含まれる成分の作用により、発達障害を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示 か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、免研アソシエイツ協会に 対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求め

たところ、免研アソシエイツ協会は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、免研アソシエイツ協会が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条 第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする ことができる。
 - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな る。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
 - (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

配布日	表示媒体	表示内容
令和3年6月1	「難病改善に!! 糖	「難病改善に!! 糖鎖の重要性」、「注目
3日、同年7月	鎖の重要性」と記載のチ	の最先端細胞! 糖鎖のパワー こんな方
30日、同年8	ラシ(価格表示が税別に	へおススメ ◆現在ガンを患っておられる
月3日及び同年	よるもの)	方 ◆長年病院での治療を受けているが、
9月1日	(別添写し1)	治療効果が現れない方 ◆慢性の病気で治
令和3年10月	「難病改善に!! 糖	る見込みが少ないと言われ、諦めている方
18日、同月1	鎖の重要性」と記載のチ	◆難病と診断され治療中だが、徐々に悪化
9日、同月21	ラシ(価格表示が税込に	しておられる方 ◆西洋医学では治らない
日、同年11月	よるもの)	と言われ、対症療法だけではどうにもなら
1日及び令和4	(別添写し2)	ない方」及び「糖鎖の働きの一例」とするイ
年2月1日		ラスト並びに本件商品の容器包装及び本件
		商品の画像と共に、「子供の発達障害やテン
		カン、ストレスやイライラに! 集中力
		アップにも良い結果が出ている 糖鎖グミ
		ゼリー」
		(別添写し1及び別添写し2)
令和3年6月1	「お陰様で20年目!	本件商品の容器包装及び本件商品の画像と
3日、同年7月	補完医療の推進と天然	共に、「発達障害改善 糖鎖グミゼリー
30日及び同年	素材の研究・開発」と記	(ピーチ味) 脳細胞を活性化する大豆中
9月1日	載のチラシ	抽出物・PS (ホスファチジルセリン) 配合。
	(別添写し3)	子供からお年寄りまで好評のゼリー」
令和3年10月	「補完医療(C AM)の	(別添写し3及び別添写し4)
18日、同月1	推進と天然素材の研究・	
9日、同月21	開発」と記載のチラシ	
日、同年11月	(「2021.9.28」	
4日、同月12	と記載のあるもの)	
日、同年12月		
3日、同月6日、	(別添写し4)	
令和4年1月1		
3日及び同月1		
5 日		
令和4年2月1	「補完医療(C AM)の	本件商品の容器包装及び本件商品の画像と
日、同月8日、同	推進と天然素材の研究・	共に、「発達障害改善 糖鎖グミゼリー
月10日、同年	開発」と記載のチラシ	(ピーチ味) 脳細胞を活性化する大豆中

3月8日、同月	(「2022.1.13」	抽出物・PS(ホスファチジルセリン)配
10日及び同年	と記載のあるもの)	合。」
4月5日	(別添写し5)	(別添写し5)

消表対第1417号 令和4年11月18日

一般社団法人免研アソシエイツ協会 代表理事 山本 英夫 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が供給する「免研®オメガピーエス」と称する食品(以下「本件商品①」という。)、「免研ナノルテイン」と称する食品(以下「本件商品②」という。)、「免研ペット糖鎖食品」と称する商品(以下「本件商品③」という。)、「免研マイタケMDーフラクションタブレット」と称する食品(以下「本件商品④」という。)、「免研マイタケMDーフラクションリキッド」と称する食品(以下「本件商品⑤」という。)及び「ヴィータコスメティックメラスマミルク」と称する商品(以下「本件商品⑥」という。)の各商品(以下これらを併せて「本件6商品」という。)の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴法人は、貴法人が一般消費者に販売する本件6商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴法人は、本件6商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (7) 本件商品(1)について
 - a 別表 1 「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品①の容器包装の画像と共に、「物忘れ・耳鳴り・めまいに! 免研オメガーPS 『中枢賦活機能表示』で米国FDAが承認:PS(大豆抽出物)『認識機能不全又は痴呆のリスク軽減』の承認。」と表示することにより、あたかも、本件商品①を摂取すれば、本件商品①に含まれる成分の作用により、物忘れ、耳鳴り及びめまいを改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - b 別表 2「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにお

いて、本件商品①の容器包装の画像と共に、「物忘れ・耳鳴り・難聴・めまいに! 免研オメガーPS 『中枢賦活機能表示』で米国FDAが承認:PS(大豆抽出物・ホスファチジルセリン)『認識機能不全又は痴呆のリスク軽減』の承認。」と表示することにより、あたかも、本件商品①を摂取すれば、本件商品①に含まれる成分の作用により、物忘れ、耳鳴り、難聴及びめまいを改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

- (4) 本件商品②について、別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品②の容器包装の画像と共に、「視力を回復 免研ナノ・ルテイン 世界初、リポゾーム技術『ナノ・ルテイン』ルテイン配合、眼内機能維持カロテノイド成分。黄斑変性症や白内障で視力が低下した方にお試しください。」と表示することにより、あたかも、本件商品②を摂取すれば、本件商品②に含まれる成分の作用により、黄斑変性症や白内障により低下した視力を回復する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- (f) 本件商品③について、別表4「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品③の容器包装の画像と共に、「 | ペットの | 難病改善 | 人間の難病に使用している糖鎖顆粒をペット(犬、猫)に分包しています。 ペット用糖鎖顆粒」と表示することにより、あたかも、本件商品③を摂取すれば、本件商品③に含まれる成分の作用により、犬及び猫の難治性の疾患を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- (エ) 本件商品④及び本件商品⑤について、別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品④及び本件商品⑤の容器包装の画像と共に、「キノコ抽出物(MD-フラクション) マイタケMDフラクション 舞茸より抽出した特許物質 細胞癌化予防、抗がん剤の副作用軽減 効果など研究中。米国では女性のガン治療に補完医療として利用され好評です。」と表示することにより、あたかも、本件商品④又は本件商品⑤を摂取すれば、本件商品④又は本件商品⑤に含まれる成分の作用により、癌を予防する効果及び抗がん剤による副作用を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- (#) 本件商品⑥について、別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、頬に手を当てた人物の画像及び本件商品⑥の容器包装の画像と共に、「VITAメラスマミルク」及び「メラニン色素吸着・排出する作用で、シミにアプローチする美容液!! 作用メカニズムは、配合された天然鉱石が磁石のようにメラニン色素をイオン吸着し体外に排出。」と表示することにより、あたかも、本件商品⑥を使用すれば、本件商品⑥に含まれる成分がメラニン色素を吸着して体外に排出することにより、シミを改善する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- イ 前記アの表示は、それぞれ、本件6商品の内容について、一般消費者に対し、実際

- のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴法人は、今後、本件6商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アと同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴法人は、今後、本件6商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴法人は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

- (1) 一般社団法人免研アソシエイツ協会(以下「免研アソシエイツ協会」という。)は、 大阪市中央区内本町2-3-8-811に主たる事務所を置き、食品の販売業等を営む事業者である。
- (2) 免研アソシエイツ協会は、本件6商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) 免研アソシエイツ協会は、本件6商品に係る別表1「表示媒体」欄ないし別表4「表示媒体」欄記載のチラシの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 免研アソシエイツ協会は、本件6商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (7) 本件商品①について
 - a 別表1「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品①の容器包装の画像と共に、「物忘れ・耳鳴り・めまいに! 免研オメガーPS 『中枢賦活機能表示』で米国FDAが承認:PS(大豆抽出物)『認識機能不全又は痴呆のリスク軽減』の承認。」と表示(別添写し1)することにより、あたかも、本件商品①を摂取すれば、本件商品①に含まれる成分の作用により、物忘れ、耳鳴り及びめまいを改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - b 別表 2「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品①の容器包装の画像と共に、「物忘れ・耳鳴り・難聴・めまいに! 免研オメガーPS 『中枢賦活機能表示』で米国FDAが承認:PS(大豆抽出物・ホスファチジルセリン)『認識機能不全又は痴呆のリスク軽減』の承認。」と表示(別添写し2及び別添写し3)することにより、あたかも、本件商品①を摂取すれば、本件商品①に含まれる成分の作用により、物忘れ、耳鳴り、難聴及びめまいを改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- (f) 本件商品②について、別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品②の容器包装の画像と共に、「視力を回復 免研ナノ・ルテイン 世界初、リポゾーム技術『ナノ・ルテイン』ルテイン配合、眼内機能維持カロテノイド成分。黄斑変性症や白内障で視力が低下した方にお試しください。」と表示(別添写し1ないし別添写し3)することにより、あたかも、本件商品②を摂取すれば、本件商品②に含まれる成分の作用により、黄斑変性症や白内障により低下した視力を回復する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (f) 本件商品③について、別表4「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品③の容器包装の画像と共に、「 | ペットの | 難病改善 | 人間の難病に使用している糖鎖顆粒をペット(犬、猫)に分包しています。 ペット用糖鎖顆粒」と表示(別添写し1及び別添写し2)することにより、あたかも、本件商品③を摂取すれば、本件商品③に含まれる成分の作用により、大及び猫の難治性の疾患を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (エ) 本件商品④及び本件商品⑤について、別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品④及び本件商品⑤の容器包装の画像と共に、「キノコ抽出物(MD-フラクション) マイタケMDフラクション 舞茸より抽出した特許物質 細胞癌化予防、抗がん剤の副作用軽減 効果など研究中。米国では女性のガン治療に補完医療として利用され好評です。」と表示(別添写し1ないし別添写し3)することにより、あたかも、本件商品④又は本件商品⑤を摂取すれば、本件商品④又は本件商品⑤に含まれる成分の作用により、癌を予防する効果及び抗がん剤による副作用を軽減する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (#) 本件商品⑥について、別表3「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、頬に手を当てた人物の画像及び本件商品⑥の容器包装の画像と共に、「VITAメラスマミルク」及び「メラニン色素吸着・排出する作用で、シミにアプローチする美容液!! 作用メカニズムは、配合された天然鉱石が磁石のようにメラニン色素をイオン吸着し体外に排出。」と表示(別添写し1ないし別添写し3)することにより、あたかも、本件商品⑥を使用すれば、本件商品⑥に含まれる成分がメラニン色素を吸着して体外に排出することにより、シミを改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、免研アソシエイツ協会に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、免研アソシエイツ協会は、当該期間内に当該資料を提出しな

かった。

3 法令の適用

前記事実によれば、免研アソシエイツ協会が自己の供給する本件6商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条 第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする ことができる。
 - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな る。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
 - (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

配布日	表示媒体
令和3年6月13日、同年7月30	「お陰様で20年目!補完医療の推進と天然素材
日及び同年9月1日	の研究・開発」と記載のチラシ
	(別添写し1)

配布日	表示媒体
令和3年10月18日、同月19	「補完医療(CAM)の推進と天然素材の研究・開
日、同月21日、同年11月4日、	発」と記載のチラシ(「2021.9.28」と記
同月12日、同年12月3日、同月	載のあるもの)
6日、令和4年1月13日及び同月	(別添写し2)
15日	
令和4年2月1日、同月8日、同月	「補完医療(CAM)の推進と天然素材の研究・開
10日、同年3月8日、同月10日	発」と記載のチラシ(「2022.1.13」と記
及び同年4月5日	載のあるもの)
	(別添写し3)

配布日	表示媒体
令和3年6月13日、同年7月30	「お陰様で20年目!補完医療の推進と天然素材
日及び同年9月1日	の研究・開発」と記載のチラシ
	(別添写し1)
令和3年10月18日、同月19	「補完医療(CAM)の推進と天然素材の研究・開
日、同月21日、同年11月4日、	発」と記載のチラシ(「2021.9.28」と記
同月12日、同年12月3日、同月	載のあるもの)
6日、令和4年1月13日及び同月	(別添写し2)
15日	
令和4年2月1日、同月8日、同月	「補完医療(CAM)の推進と天然素材の研究・開
10日、同年3月8日、同月10日	発」と記載のチラシ(「2022.1.13」と記
及び同年4月5日	載のあるもの)
	(別添写し3)

配布日	表示媒体
令和3年6月13日、同年7月30	「お陰様で20年目!補完医療の推進と天然素材
日及び同年9月1日	の研究・開発」と記載のチラシ
	(別添写し1)
令和3年10月18日、同月19	「補完医療(CAM)の推進と天然素材の研究・開
日、同月21日、同年11月4日、	発」と記載のチラシ(「2021.9.28」と記
同月12日、同年12月3日、同月	載のあるもの)
6日、令和4年1月13日及び同月	(別添写し2)
15日	

消表対第1418号 令和4年11月18日

一般社団法人免研アソシエイツ協会 代表理事 山本 英夫 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか (公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴法人は、貴法人が供給する「免研・オメガイオジン」と称する食品(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴法人は、貴法人が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴法人は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (7) 別表 1「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、「有機性ヨウ素」及び「飯島医師・聖マリアンナ医科大学医師の研究・実践ではウイルス性疾患に効果が出たことが発表されています。又、コロナウィルスに対してもヨウ素の殺菌効果は認められています。」等と表示することにより
 - (f) 別表2「配布日」欄記載の日に併せて配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「イギリスのジョンソン首相は『ワンチン接種証明の提示などの規制撤廃と『コロナとの共存』を提唱。2022.2.3.」と記載のチラシにおいては、本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、「地球の恵みョウ素で細菌からウイルス!!まで殺菌・・海底から湧き出す鹹水 コロナウィルスの猛威を予防・撃退 細胞からの侵入を防ぎましょう!!」等と、「特報■コロナ患者への糖鎖サプリ顆粒服用改善例 ①」と記載のチラシにおいては、「特報■コロナクラスター患者から感染、糖鎖サプリとヨウ素サプリで服用生還例②」、「8/30 食事会での感染 同テーブル10名ほどが感染した模様 僕一人が感染しませんでした。 他の人は隔離や短期入院者もいました。 その中の友人とは毎日会って

います。 日に日に様態が悪くなっていくところを目の当たりにしました。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品を摂取すれば、本件商品に含まれるヨウ素の作用により、新型コロナウイルスの感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴法人は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アと同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴法人の役員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴法人は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴法人は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

- (1) 一般社団法人免研アソシエイツ協会(以下「免研アソシエイツ協会」という。)は、 大阪市中央区内本町2-3-8-811に主たる事務所を置き、食品の販売業等を営む事業者である。
- (2) 免研アソシエイツ協会は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて一般消費者に販売している。
- (3) 免研アソシエイツ協会は、本件商品に係る別表 1 「表示媒体」欄及び別表 2 「表示媒体」欄記載のチラシの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 免研アソシエイツ協会は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (7) 別表 1「配布日」欄記載の日に配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、「有機性ヨウ素」及び「飯島医師・聖マリアンナ医科大学医師の研究・実践ではウイルス性疾患に効果が出たことが発表されています。又、コロナウィルスに対してもヨウ素の殺菌効果は認められています。」等と表示することにより
 - (f) 別表2「配布日」欄記載の日に併せて配布した同表「表示媒体」欄記載のチラシにおいて、「イギリスのジョンソン首相は『ワンチン接種証明の提示などの規制撤廃と『コロナとの共存』を提唱。2022.2.3.」と記載のチラシにおいては、本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、「地球の恵みョウ素で細菌からウイルス!!まで殺菌・・海底から湧き出す鹹水 コロナウィルスの猛威を予防・撃退 細胞からの侵入を防ぎましょう!!」等と、「特報■コロナ患者への糖鎖

サプリ顆粒服用改善例 ①」と記載のチラシにおいては、「特報■コロナクラスター患者から感染、糖鎖サプリとヨウ素サプリで服用生還例②」、「8/30 食事会での感染 同テーブル10名ほどが感染した模様 僕一人が感染しませんでした。 他の人は隔離や短期入院者もいました。 その中の友人とは毎日会っています。 日に日に様態が悪くなっていくところを目の当たりにしました。」等と、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品を摂取すれば、本件商品に含まれるヨウ素の作用により、新型コロナウイルスの感染を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、免研アソシエイツ協会に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、免研アソシエイツ協会は、当該期間内に当該資料を提出しなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、免研アソシエイツ協会が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

- (1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条 第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする ことができる。
 - (注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、 処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくな る。
- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提

起することができる。

- (注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。
- (注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

配布日	表示媒体	表示内容
令和4年2	「油断大敵・・・糖鎖サプ	「油断大敵・・・糖鎖サプリで自己治癒力アッ
月1日	リで自己治癒力アップ」と	プ コロナ終息?・・・変異株『オミクロン』
	記載のチラシ(裏面に「オ	の脅威がまた! 糖鎖サプリ再登場 糖鎖・細
	ミクロンについて分かっ	胞レベルでの免疫力を元気に!!」、「糖鎖サ
	てきていること」と記載の	プリを研究・開発・発売してお陰様にて、20
	あるもの)	年となります。コロナウイルス利用400名実
	(別添写し1)	績では、感染が感じられないがほとんどとの評
令和4年2	「油断大敵・・・糖鎖サプ	価あり、この度のオミクロンにも調査中。ウィ
月8日及び	リで自己治癒力アップ」と	ルス殺菌効果のあるヨウ素サプリも利用くだ
同月10日	記載のチラシ (裏面に「🖝	さい。自分の命は自分で守るが原則」並びに本
	コロナは自然現象、ウィル	件商品の容器包装及び本件商品の画像と共に、
	スは地球上何十億年も生	「有機性ヨウ素」及び「飯島医師・聖マリアン
	きています。たかが20万	ナ医科大学医師の研究・実践ではウイルス性疾
	年しか生きていない人間	患に効果が出たことが発表されています。又、
	に比べれば・・」と記載の	コロナウィルスに対してもヨウ素の殺菌効果
	あるもの)	は認められています。」
	(別添写し2)	(別添写し1及び別添写し2)

配布日	表示媒体	表示内容
令和4年3	「イギリスのジョン	「コロナは欧米のトップ政治家の間では、『コロナ
月8日及び	ソン首相は『ワンチン	との共存』『個人の判断に任す方を推進しています。
同月10日	接種証明の提示など	日本の医学専門家の考え方とは大違いですね・・・」
	の規制撤廃と『コロナ	及び「自分の命は自分で守る。人間生れながら持っ
	との共存』を提唱。2	ている『氣』を高め自己治癒力の向上も大切。」並
	022.2.3.」と	びに本件商品の容器包装及び本件商品の画像と共
	記載のチラシ	に、「地球の恵みヨウ素で細菌からウイルス!!ま
	(別添写し3)	で殺菌・・海底から湧き出す鹹水 コロナウィルス
		の猛威を予防・撃退 細胞からの侵入を防ぎましょ
		う!!」
		(別添写し3)
	「特報■コロナ患者	「特報■コロナクラスター患者から感染、糖鎖サプ
	への糖鎖サプリ顆粒	リとヨウ素サプリで服用生還例②」、「◆使用者
	服用改善例 ①」と記	在住 歳コロナ感染について」、「8
	載のチラシ	/30 食事会での感染 同テーブル10名ほど
	(別添写し4)	が感染した模様 僕一人が感染しませんでした。
		他の人は隔離や短期入院者もいました。 その中の
		友人とは毎日会っています。 日に日に様態が悪く
		なっていくところを目の当たりにしました。」、「8
		/ 28~9/7まで毎日、朝1時間と夕方1時間
		ノーマスクで会っていました。 知人は咳が出だす
		と止まらなくなっていきました。救急搬送される時
		(9/7)には意識もうろうでなにも覚えていな
		い、一人では立てないふらふら状態でした。」及び
		「その時山本さんに教えられていた免研オメガイ
		オジンを思い出し9/1から毎日噛んでから飲み
		込む方法で飲んでました。 9月8日に保健所から
		『あなたは濃厚接触者です』と連絡があり大丈夫で
		すかと言われても普段と全然変わらない状態でし
		た。 知人はコロナの陽性と聞いていたので自分も
		かと思い覚悟もしました。CR検査を受けてみたと
		こつコロノ圏は存住しません 陰性』と聞き本当に 良かったです。それからも人と会ったときは免研オ
		メガイオジンを飲んでいます。」並びに本件商品の

容器包装及び本件商品の画像と共に、「有機ヨウ素
サプリ 開発者 聖マリアンナ医科大学名誉教授
飯島登先生」
(別添写し4)